

新設規制に関する事前評価書

< 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 >

規制の名称	猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け		
担当部局	環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室	電話番号： 03-5521-8282 電話番号： 03-5521-8285	e-mail: shizen_yasei@env.go.jp
評価実施日	平成18年4月21日		
政策目的	網及びわなの違法な設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。		
規制の内容	違法に仕掛けられたわな等の撤去等を進めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする場合、環境省令で定めるわな等の猟具に、その架設者の住所、氏名等の表示を義務付ける。 根拠条文 法第9条第12項		
規制の必要性	狩猟のために用いる猟具については、架設者の住所、氏名、狩猟者登録番号等の表示が義務付けられているが、法第9条第1項に基づく許可捕獲のために用いる猟具については、これらの表示を義務付ける規定がない。そのため、捕獲許可を得ていない等の違法な猟具と適法な猟具とを区別できず、架設者への撤去の要請もできない状況にある。したがって、本措置により、違法な猟具の区別、架設者への連絡及び撤去を容易にし、近隣住民の安全及び他の鳥獣の保護を図る必要がある。		
期待される効果	適法に設置された網・わなと違法なものとの判別が容易になるとともに、架設者への連絡が一層円滑になるため、行政による違法な網・わなの迅速な撤去が可能となる。		
想定される負担	法第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする者に、猟具に氏名等を表示する負担が生じる。		
想定できる代替手段との比較考量	行政指導又は普及啓発により、猟具への氏名等の表示を奨励することが考えられるが、わな等の違法な設置を確実に防止する観点からは、奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。一方、本措置は、狩猟者登録を受けて狩猟をする者に対しては既に同内容の義務づけがなされていること(法第62条第3項)、及び、違法なわなの設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防する必要性にかんがみれば、過重な負担とはいえない。		
備考			
レビュー時期	平成24年3月末までに行う。		